

同時発表：国土交通省、輪島市

資料提供
令和6年7月12日
土木部港湾課
内線 5148
外線 (076) 225-1749
担当 前田

令和6年能登半島地震を踏まえ、輪島港の短期復旧方針を策定

令和6年能登半島地震で甚大な被害を受けた輪島港の早期の復旧・復興に向け、本年5月、学識経験者・地元関係者・関係行政機関から成る「輪島港復旧・復興プラン検討会」を設置し、短期の復旧方針策定に向けた検討を進めてまいりました。

今般、7月5日(金)に開催した第2回検討会での議論を踏まえ、輪島港の短期復旧方針を策定しましたので、別添の通り、公表いたします。

今後、本方針を踏まえ、地元関係者とも連携し、引き続き、輪島港の早期復旧に取り組んでまいります。

■令和6年能登半島地震を踏まえた輪島港の短期復旧方針：別添資料参照

【お問い合わせ先】

北陸地方整備局港湾空港部 計画企画官：野上、港湾計画課長：田邊
TEL：025-370-6604

石川県土木部港湾課 課長：納橋、課参事：前田
TEL：076-225-1749

輪島市建設部まちづくり推進課 課長：上畠
TEL：0768-23-1156

令和6年能登半島地震を踏まえた
輪島港の短期復旧方針

令和6年7月12日

輪島港復旧・復興プラン検討会

はじめに

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする最大震度7の「令和6年能登半島地震(以下、能登半島地震)」により、石川県内の港湾を中心に、北陸地域の多くの港湾で、地震動のみならず、津波や地盤変動等を要因とする被害が多く発生した。

今回の地震は、三方を海に囲まれ、陸路でのアクセスに制約がある半島部という条件不利地域で発生したこともあり、今後、その教訓を生かし、水産業等の地域の方々の生活や生業の早期再開、港湾を活用した復旧・復興に必要な資材等の海上輸送の効率化等を念頭に、早期の港湾機能の回復に努めていく必要がある。

特に、能登半島北部に位置し、地域の生業である水産業や荒天時における船舶の避難港として発展してきた輪島港では、岸壁や岸壁背後のふ頭用地や臨港道路をはじめとする港湾施設が甚大な施設被害を受けるとともに、地盤変動により港内水深が浅くなったことにより、漁船だまりに停泊していた漁船等が座礁し操業不能になるなど、輪島港全体に甚大な被害と影響がもたらされた。

このため、地震発生後、1月2日以降、港湾法に基づく国による港湾施設の一部管理を実施するとともに、国・県・市が一丸となり、マリンタウン岸壁の応急復旧工事や漁船だまりの航路啓開等を進めてきたところだが、輪島港全体の港湾機能の早期復旧を目指し、令和6年5月、学識経験者・地元関係者・関係行政機関から構成する「輪島港復旧・復興プラン検討会」を設置し、今年度中を目途にとりまとめ予定の「中長期の復興プラン(仮称)」に先立ち、短期的な復旧方針の策定に向けた検討を進めてきたところである。

今般、地元からの早期の生業再建を望む声等を踏まえ、港湾機能の早期復旧を通じた生業再建を最優先事項としつつ、概ね2年から3年を目安に原位置において段階的かつ効率的な復旧を目指す、「輪島港の短期復旧方針」のとりまとめを行った。

1. 短期復旧方針の基本的な考え方

復旧方針は、港湾機能の早期復旧を通じた生業再建を最優先事項とし、段階的かつ効率的な復旧を目指すこととする。具体的な進め方は以下の通り。

- ・ これまでに前例がない地盤隆起や、日本海の冬期風浪等の厳しい条件下での復旧・復興が必要となることから、段階的に供用させながら復旧を実施する。
- ・ 早期の生業、賑わいの再生に向け、「原位置」での復旧を進める。
- ・ 短期復旧(機能復旧)期間は、概ね2～3年の完了を目標とし取り組むこととする。

2. 施設別の復旧方針

2-1 漁船だまり

港内の浚渫を実施しながら、まずは、漁協の共同利用施設周辺の物揚場の本復旧を実施し、漁業の早期操業再開を目指す。

- ・ 物揚場の復旧断面は、背後の土地利用や港湾利用者の意向を確認しつつ、物揚場の天端を切り下げる案、堤防本体を前面に出す案、浮棧橋を活用する案から決定する。
- ・ 発生する浚渫土砂は、マリントウン横の作業ヤードへ搬出する。

2-2 マリントウン(-7.5m 岸壁)

- ・ マリントウン岸壁が隆起しているため、既設岸壁前面を活用した構造を検討する。
- ・ 背後の土地利用と整合を図るため、被災した岸壁天端高を変えずに復旧できる構造とする。
- ・ 施工にあたっては、周辺仮設住宅等への騒音・振動など、生活環境への影響に配慮する。

2-3 マリントウン(-7.5m 泊地)

- ・ 地盤隆起で所定の水深が確保出来ていないことから、早期の泊地水深の確保に努める。
- ・ 発生する浚渫土砂は、防波堤の粘り強い構造やブルーカーボン生態系を活用した脱炭素化にも寄与するため、第4防波堤裏へ搬出し、環境に配慮した造成を行う。

2-4 マリントウン(緑地・ボートパーク)

- ・ マリントウン緑地は、マリントウン岸壁との連続性に配慮し、天端高さを合わせる構造とした上で緑地機能は維持するが、地盤隆起により海水を取り入れることができないことから、親水護岸の親水機能については見直しを行う。
- ・ ボートパークは、地盤隆起によりプレジャーボートの乗り入れが不可能なため、施設を一旦廃止した上で、漁船だまりで発生する浚渫土砂の受け入れ地とする。

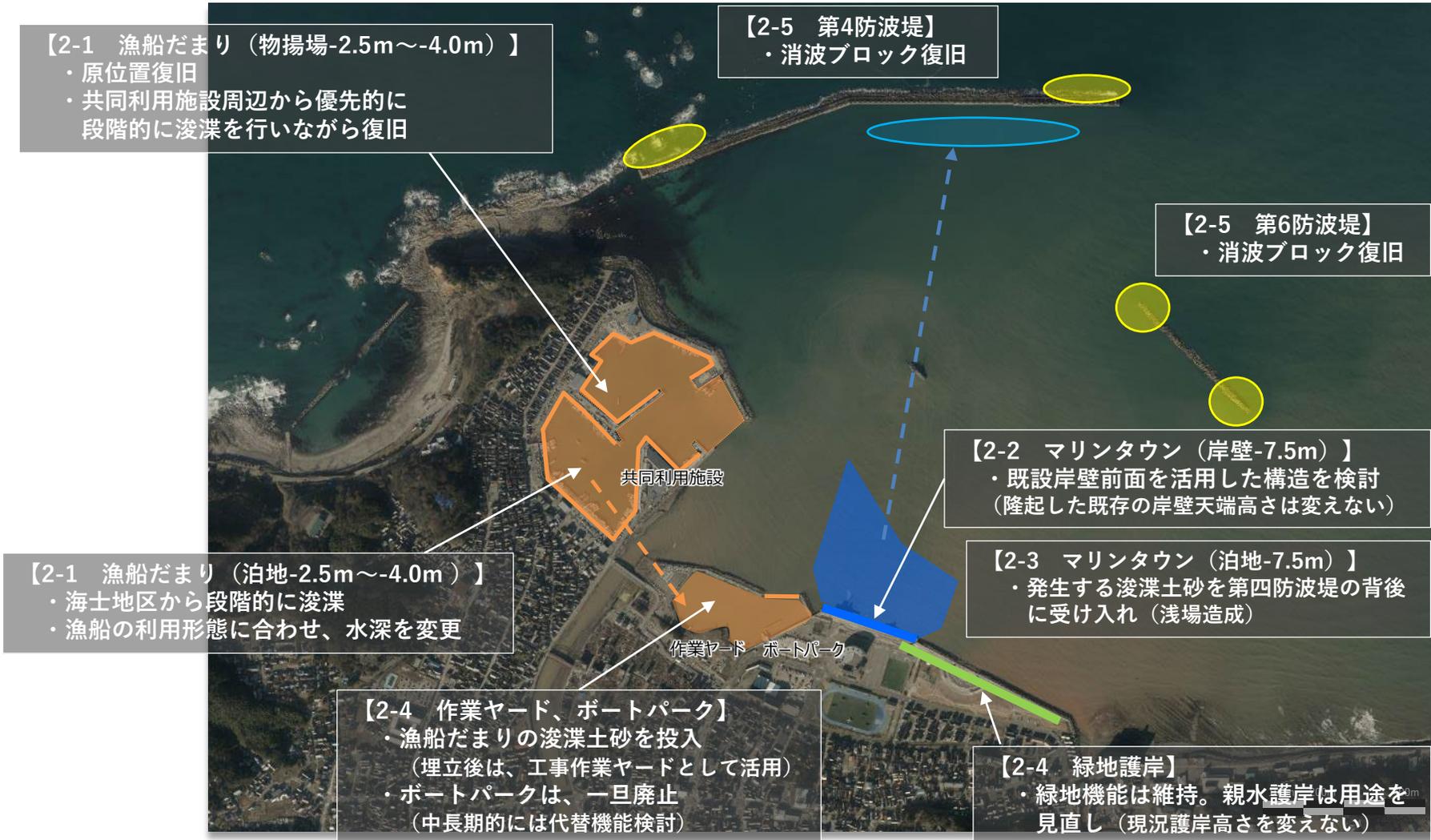
2-5 外郭施設(第4防波堤・第6防波堤)

- ・ 避難港としての機能維持を目的とした復旧を行う。

以上

【参考】 短期の復旧方針（方針図）

～輪島港の早期機能復旧を通じた生業再建を最優先事項とし、
原位置における段階的かつ効率的な復旧を目指す～



※方針図については、今後の関係機関との調整や詳細設計に伴い、位置・形状等が変更となる場合があります。